

大山駅 東地区

駅前周辺地区地区整備計画変更検討会

まちづくりニュース 第5号

発行：大山駅東地区駅前周辺地区地区整備計画変更検討会事務局

板橋区に「大山駅東地区の地区計画に関するまちづくりの提言」を提出しました!

町会及び商店街からの推薦委員と公募委員により構成された「大山駅東地区駅前周辺地区地区整備計画変更検討会（以下、検討会という。）」は、令和4年5月に設置し、計4回にわたり、駅前周辺地区の建築物のルール等の変更に向けた検討を進めてきました。

検討会では、このたび、大山駅東地区地区計画について、駅前周辺地区の将来像や将来像を実現するためのまちづくりルールを取りまとめた「大山駅東地区の地区計画に関するまちづくりの提言」を令和5年3月8日に区に提出しました。



提言の提出の様子

<検討対象範囲>



提言の概要



『誰もが「来たくなる」「歩きたくなる」「住みたくなる」まち』の実現

駅前
周辺地区

A

戸建て住宅と共同住宅が調和した、緑豊かな安全で安心して快適に暮らせる住宅地の形成を図る。



駅前
周辺地区

B

補助第26号線
沿い

幹線道路の沿道として延焼遮断帯の形成による不燃化を図るとともに、幹線道路の沿道にふさわしい住宅と商業・業務機能が調和した防災性の高い中高層の複合市街地の形成を図る。



駅前
周辺地区

B

文化会館側

遊座大山商店街のにぎわいに隣接する利便性と住宅地の居住環境が調和した商業地の形成を図る。



駅前
周辺地区

C

道路と鉄道の立体交差化や駅前広場の整備等にあわせて、地区のにぎわい、交流、回遊性を生み出す新たな駅前の拠点として、遊座大山商店街との調和・連続性に配慮した、地区の玄関口としてふさわしい土地利用の誘導を図る。



まちづくりルールの一例

商店街の通りに面する建築物の1階部分に店舗等を誘導するため、住宅や倉庫等の用途を規制

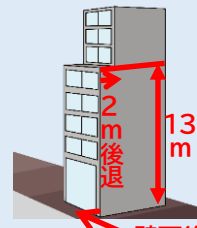
商店街の調和や連続性の確保



1階部分の
用途の規制

商店街の通りに面する建築物の外壁から道路境界線までの距離を0.5m以上、高さ13mを超える部分は2.0m以上

商店街の街並み誘導



壁面後退0.5m以上

将来像を実現するためのまちづくりルールや提言の詳細につきましては、ページ下部のQRコードより板橋区ホームページからご覧ください。

今後に向けて



今後は、板橋区が主体となり今回提出した提言、大山まちづくり総合計画、アンケート調査での意見等を参考に、地区計画変更案をまとめ、都市計画変更の手続きを進めていきます。

地区計画の変更に関してご質問がある場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

これまでの検討内容



これまでの検討内容については、過去のまちづくりニュースにてご紹介しています。過去のまちづくりニュースや「大山駅東地区の地区計画に関するまちづくりの提言」は、板橋区ホームページからご覧いただくことができますので、右記QRコードを参照して下さい。



お問い合わせ先

板橋区 まちづくり推進室 まちづくり調整課 大山まちづくり第一係
〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号
(電話) 03-3579-2449 (FAX) 03-3579-5437
(E-mail) m-omachi1@city.itabashi.tokyo.jp